

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

R 7 年 6 月 25 日

札幌市長 様

提出者

住 所 〒007-0825

札幌市東区東雁来5条1丁目1番18号

氏 名 東亜道路工業株式会社 北海道支社 札幌営業所

所長 横山 禎之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 011-781-2814

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東亜道路工業株式会社 北海道支社 札幌営業所
事業場の所在地	札幌市東区東雁来5条1丁目1番18号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業 舗装工事業 [0631]
② 事業の規模	売上高126,000百万円 資本金54,075百万円
③ 従業員数	31人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(舗装工事) がれき類→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し、燃料用チップとして再資源化 廃プラ→収集運搬業者に委託→最終処理業者に委託し、破碎処理する 建設汚泥→収集運搬業者に委託→最終処理業者に委託し、脱水乾燥し処分する。 廃油→収集運搬業者に委託→最終処理業者に委託し、油水分離し処分する



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ・産業廃棄物管理組織図 ・産業廃棄物処理責任者 ・廃棄物処理施設技術管理者 ・特別管理産業廃棄物管理責任者 ・従業員の教育・研修の取り組みについて ・情報公開について 等			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・工法を改善し、排出量の減量に取り組んだ。 ・実寸発注を実施し、余分な廃棄物の排出を抑制した。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、次の取組を実施予定 ・維持修繕しやすい工法、材料を採用し、排出量の減量に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、木くず、建設汚泥は分別している。 ・石綿含有廃棄物は、他の廃棄物に混入しないよう確実に分別、保管を実施している。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、次の取組を実施予定 ・混合廃棄物についても、可能な限り分別を実施し、仕切りや容器を用いて分別解体に努める		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 委託基準に従って、必要な許可を持った産業廃棄物処理業者に委託している。 ・ 契約の段階で、処理業者の処理方法を確認し、再生利用業者への処理委託に努めている。 ・ 再資源化率の高い処理業者を選定している。		

(第5面)

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・ 可能な限り有料認定処理業者を選定する。 ・ 再生利用、熱回収が可能である産業廃棄物については、再利用業者、熱回収業者へそれぞれ処理委託する。			
※事務処理欄			

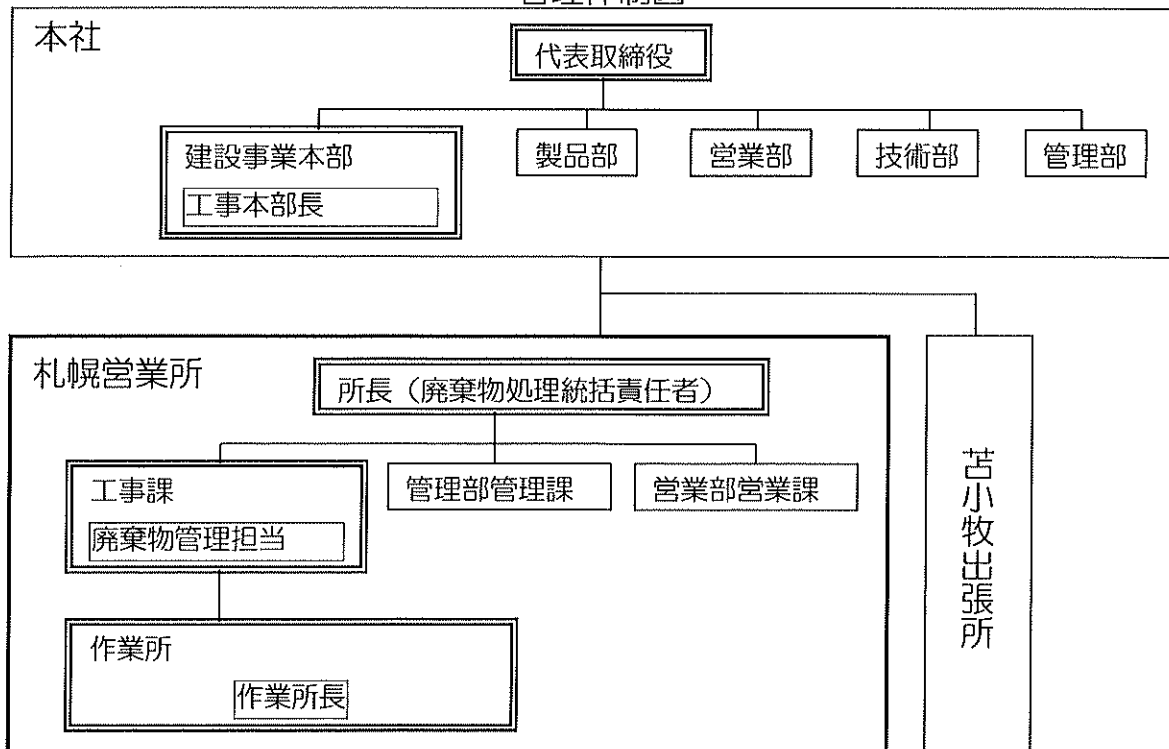
備考

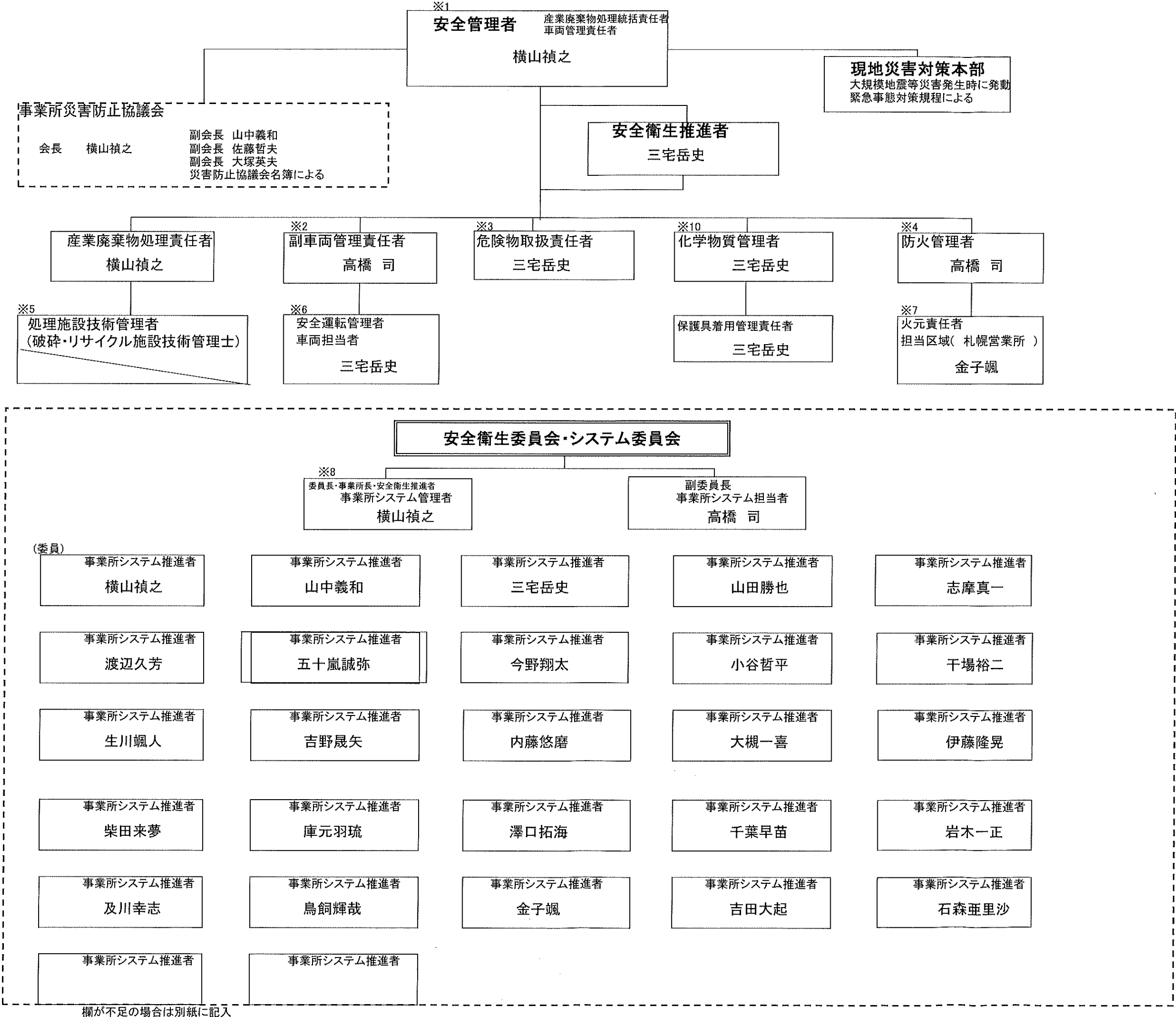
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請け完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物の処理に関する管理体制

統括責任者		所属：札幌営業所	職名：営業所長（個人名の記入は不要）
廃棄物担当		組織名：工事課	組織人数：31人
役割	廃棄物処理管理担当	・廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、廃棄物処理の管理・計画の検討を行う。	
	廃棄物処理統括責任者	・廃棄物処理方針の策定 ・支店の廃棄物処理に関する管理規定の策定 ・廃棄物処理に関する事項の決定・承認	
	廃棄物処理管理営業所長	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・委託契約の締結 ・マニフェストの交付・管理 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査・選定 ・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ・監督官庁への各種報告等 ・従業員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他産業廃棄物処理に関連する事項全般	

管理体制図





	※1 安衛法第11条により省令で定める資格を有する者の選任を要する場合がある	※6 道路交通法第74条の3により安全運転管理者の届出を要する場合がある
	※2 副車両管理責任者は事務課長が任にあたる	※7 火元責任者の担当区域を定め任務にあたらせる
	※3 消防法第13条により一定量以上の貯蔵がある場合は危険物保安監督者として届け出が必要	※8 委員長は安全管理者がその任にあたる
	※4 消防法第8条に定める防火対象物の場合は法令で定める資格を有する者を選任し届出る	※9 副委員長は安全衛生推進者がその任にあたる
	※5 廃掃法第21条による技術管理者	※10 労働安全衛生法57条の3、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針により指名
事業所システム管理者 (安全管理者)		
事業所長	責任、権限、役割	
	① 事業所等独自の危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)承認後の事業所内及び管轄作業所への周知と実施指示	
	② 支社システム管理者にリスクアセスメントを報告	
	③ リスクアセスメント実施後の措置	
	④ 事業所安全衛生管理方針の作成・表明・周知	
	⑤ 事業所安全衛生管理目標の作成・設定・周知	
	⑥ 事業所安全衛生管理計画の作成・周知	
	⑦ 安全システム教育等の実施計画作成・教育訓練実施・記録作成・記録保管	
	⑧ 協力会社の安全衛生管理能力等評価の実施、支社システム管理者(安全環境部長)への提出、及びフォローアップのための協力会社従業員への教育	
	⑨ 安全衛生管理計画実施のための資源の確保	
	⑩ 事業所安全衛生管理計画実施の周知及び計画の実施	
	⑪ 日常的な安全衛生管理事項の実施(安全施工サイクル)、及び管理計画の見直し	
	⑫ 緊急事態処置計画及び緊急連絡体制の周知	
	⑬ 緊急事態処置、緊急連絡の対応及び緊急事態を想定した教育訓練の実施	
	⑭ 災害事故発生時の処置、処置報告、原因調査、再発防止策の作成及び再発防止策の報告	
	⑮ 管轄作業所の発生災害事故の処置、処置報告、原因調査、再発防止対策の確認、事業所再発防止対策作成及び再発防止策報告	
	⑯ 事業所再発防止策の指導及び教育	
	⑰ ヒヤリハット事例の報告	
	⑱ 安全システム記録の作成・配付・保管	
	⑲ 安全システム改訂について事業所内周知	
	⑳ 事業所システム担当者及び事業所システム推進者の任命並びにシステム各級管理者の役割・責任・権限を労働者等周知する	
事業所システム担当者 (安全衛生推進者)		
工事課長、製造課長	責任、権限、役割	
	① 日常的な安全衛生管理事項の実施	
	② 緊急事態処置計画(案)の作成	
	③ 緊急事態処置及び緊急連絡の対応	
	④ ヒヤリハット事例の調査及び提出	
事業所システム推進者		一般工事の現場代理人
役割		役割
① 日常的な安全衛生管理事項の実施		① 危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)の作業所内実施
② 緊急事態処置及び緊急連絡の対応		② 現場の安全目標を「安全日誌・TBM(KY)」表紙の安全管理目標(安全、環境留意点)欄に設定及び実施
		③ 日常的な安全衛生管理事項の実施

① 現状

[illegible]

② 計画

[illegible]